

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

埼玉県

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。「以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、埼玉県知事による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針として、本基本方針を定める。

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 北足立地域

(1) 現況

本地域は大宮台地を中心にこれを囲んで荒川・元荒川流域の沖積低地と武蔵野台地の一部からなり、東南部にある見沼田んぼは都市地域の中にあって貴重な一団の農用地が残されている。

県内で最も都市化が進んだ地域であり、消費地近郊の社会条件を活かした、米麦・野菜・果樹など多種多様な農畜産物が生産されている。特に花・植木、観光果樹、こまつななどの野菜の栽培が盛んである。

都市農業は、農産物を供給するだけでなく、防災機能や都市景観の形成など、多面的な機能を有している。この都市農業を振興するには、農地を荒廃させず良好な環境を維持しながら、環境にやさしい農業を推進し、新鮮な地場農産物を供給するとともに、都市住民の農業への理解が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 入間地域

(1) 現況

本地域は東部の水田地帯、南部から西部にかけての茶畑や三富の平地林で有名な武蔵野の洪積台地、西北部の秩父山系へと連なる中山間地域からなる。

水田地帯は大規模な農家も増加しつつあるが、小規模農家が多く、農業生産基盤の整備と農地の流動化による大規模主穀農業の担い手育成が求められている。畑作地域ではほうれんそう、こまつななどの葉物類、さといも、さつまいもなどのいも類、にんじん、かぶなどの根菜類の露地野菜産地が形成されており、収益が安定した野菜経営が実現するよう機械化による省力化や

かんがい施設整備の促進が必要である。

また、中山間地域では、鳥獣被害が拡大しつつあるほか、高齢化の進行等により遊休農地の増加が懸念されており、対策が急務となっている。

なお、三富地域では江戸時代初期から落ち葉堆肥を利用する循環型農業が営まれており、将来にわたって伝統農業を継承していけるよう環境にやさしい農業の一層の推進が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 比企地域

(1) 現況

本地域は平坦地が多い東部地域とため池や谷津田が点在する丘陵や山沿いの西部地域からなる。

東部地域は広大な水田地帯が広がり、稲作を主体とした土地利用型農業やいちごなどの施設園芸が展開されている。産地の生産力の強化には、担い手の育成・確保や農業生産基盤整備とともに、農地の利用集積を図るなど、営農条件の整備を進めることが必要である。

西部の谷津田地域や中山間地域等では、米麦、野菜、花きなどに、豊かな自然と風土を生かした観光農業を組み合わせた多彩な農林業が営まれている。農山村の維持、活性化のためには農業者と地域住民との協働による農業用施設の保全管理や生活環境の整備、多発している鳥獣被害の対策を進めていくことが必要である。谷津田地域では、用水の大半をため池により賄っており、老朽化したため池の計画的な整備や災害が発生する恐れのあるため池の防災減災対策が必要である。

また、農薬や化学肥料を使わないいわゆる「有機農法」に取り組む農家も比較的多いため、環境への負荷が少ない農業への支援も求められている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 秩父地域

(1) 現況

本地域は山岳地帯に囲まれた秩父盆地を中心に地域面積の85%を森林が占めている。全域が中山間地域に位置し、区画が不整形で狭小な農地が多い。

気候風土や中山間地域の特徴を生かした、多種多様な農林産物が生産されるとともに、豊かな自然や景勝を生かした、ぶどうやいちごなどの観光農業が展開されている。

高齢化の進行による農家の減少や野生鳥獣による農林産物への被害が広がり、耕作放棄地の増加が地域の農業の振興に大きく影響している。遊休農地の有効活用を図るための施策及び環境への負荷が少ない農業の推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 児玉地域

(1) 現況

本地域は、利根川と神流川による肥沃な土壌に恵まれた北部地域と、中山間地域が織りなす緑豊かな自然環境に恵まれた南部地域からなる。

米麦の水田二毛作を基幹に、施設や露地の野菜経営が多く、県を代表する産地を形成している。また、鉢物経営、果樹経営、畜産経営など、多様な農業が行われている。

本地域の持続的発展のためには、意欲ある担い手の育成や農産物の生産拡大を図るとともに、神流川の清流を水源とする良質な農業用水と優良な農地を維持・管理する取組、中山間地域等での生産条件格差地域や環境意識の高まりに対応した取組が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 大里地域

(1) 現況

本地域は北東部の平坦な水田と畑地帯、南西部の畑地帯からなる。県内最大の農業地帯であり、荒川と利根川の豊かな恵みを受け、潤いと安らぎのある農村景観を形成している。

東部の水田地域は、主穀作を中心に米麦二毛作が盛んで、県内一の小麦産地を形成している。北部は、ねぎ、ブロッコリー、きゅうり、スイートコーンなどの全国有数の野菜産地である。また、西部の中山間地域では直売所を核とした農業やみかん狩りなどを取り入れた観光農業が展開されているとともに、花きの生産も盛んであり、ゆりやチューリップの切花は全国屈指の生産量を誇っている。

なお、一層の生産力の向上を図るには、経営力のある担い手の育成、優良農地を活用した生産の拡大に取り組む必要がある。併せて、地域住民や来訪者にとっても魅力的な農山村ならではの美しい景観の維持・形成の促進及び環境にやさしい農業の推進を図る必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7 北埼玉地域

(1) 現況

本地域は勾配が極めて緩やかな加須低地からなる。平坦で肥沃な土壌と水に恵まれたこの地域では稲作農業が主体であり、県を代表する穀倉地帯となっている。

また、都市近郊の立地条件を活かした、きゅうり、トマト、いちごなどの施設園芸や果樹、畜産、養魚などの多彩な農業が営まれている。

近年は農業者の高齢化が進み、農地の遊休化も見られることから、担い手の育成・確保、環境にやさしい農業の推進や農業生産基盤の整備、農地の効率利用による生産拡大に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8 埼葛地域

(1) 現況

本地域は平坦地域であり、元荒川、大落古利根川などの河川や葛西用水、見沼代用水などの農業用水が北から南に貫流している。

耕地の約7割を水田が占め、稲作を主体とした土地利用型農業が発展している。また、いちご、なす、ねぎ、こまつな、梨等が水稻と組み合わせた形で生産されるとともに、大豆や麦が集団的に生産されるなど、多彩な農業が展開されている。

担い手の高齢化や用排水路の老朽化などの課題があり、本地域の農業を振興するためには担い手の確保や用排水路の整備を講じる必要がある。

また、農薬や化学肥料を使わない有機農業の取組も行われており、環境への負荷が少ない農業への支援も求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会に関する事項

法第3条第3項各号に掲げる事業に関する各種点検及び効果の評価等に資することを目的として、第三者委員会を設置する。

2 推進体制の整備に関する事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の

特質を踏まえ、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業団体等の関係者による推進組織を設立し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

3 関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、2の推進体制を活用しつつ、関係者間での情報共有や打合せ等が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。